



# YELL・Spirits エール・スピリッツ

## Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：info@sr-yell.com



●代表より ●建設業向けセミナー、相談会のご案内 ●企業のマイナンバー対応 ●サイバー法人台帳 ROBINS で労務の健全性をアピール ●賞与料率 ●年末年始のご案内 ●セミナーご報告 ●ボジョレー解禁 ●ワクワク体操

鎌倉です。年内も残すところあと僅かです。エールも繁忙期に突入です！

12月1日から、従業員50人以上の事業場にストレスチェック制度が義務付けられました。この制度の目的はあくまでもうつ病のあぶりだしではなく、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次防止）が主な目的となっており、制度の実施、運用に向けての対応が企業に求められています。最近の労災認定の状況をみると、精神障害に関する事案は請求件数、支給決定件数のいずれも増加しており、平成26年度は過去最多となりました。また、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者は全体の5割を超える状況にあり、企業は積極的に従業員の心の健康に取り組むことが必要になっています。弊社にもハラスメントやうつ病をはじめとする精神疾患、休職・復職のご相談がとても増えていることを実感します。急速な時代の変化とパソコン・モバイル端末による仕事の大きな変化、先輩社員・手本が存在しないこと、将来への不安や孤独、価値観の多様化など時代の変化が大きく影響していると思います。

社労士業務もこれまでにない大きな変化の波を感じます。多忙でも笑顔を決やさず日々チャレンジを重ね、頑張ってくれているメンバーには頭が下がる想いですが、高いストレスもかかっていることは承知しています。そんな中、メンバーとヘルスカウンセリングなどを研究している方々の会議に参加する機会がありました。笑顔の多い職場、社長が笑顔であればうつ病予防につながるという研究も発表されていました。また、アメリカではうつ病対策の国家戦略として、軽度・中度は薬を出さない方向で進んでおり、運動処方が実施されているそうです。1日1万歩歩かないと脳のシステムは動かない、60兆の細胞が生まれ変わるためにはアクティブに血を循環させること、生産性をあげるためにこれらを意識的にコントロールしなければならないことなどを学び、衝撃を受けました。セロトニン（ドーパミンとアドレナリンのバランスをコントロールするホルモン）は、15分の有酸素運動で活性化し、うつ病防止になることがわかっています。年末年始、ハードな毎日を送られる方は多いと思いますが、私たち自身の生産性向上についてもっとトライして、中小企業における対策を共に考えたいと考えております。



午前・午後で約600人が参加

国土交通省関東地方整備局と神奈川県主催の「建設業の適正取引に関する講習会」にて、弊社 社会保険労務士 加藤大輔が「建設業のマイナンバー対応」のテーマで登壇しました。かなつくホール（神奈川県）にて午前・午後と600人にご参加いただきました。2015.11.12

国土交通省関東地方整備局と神奈川県主催の「建設業の適正取引に関する講習会」にて、弊社 社会保険労務士 加藤大輔が「建設業のマイナンバー対応」のテーマで登壇しました。かなつくホール（神奈川県）にて午前・午後と600人にご参加いただきました。2015.11.12

← 国土交通省関東地方整備局と神奈川県主催の「建設業の適正取引に関する講習会」にて、弊社 社会保険労務士 加藤大輔が「建設業のマイナンバー対応」のテーマで登壇しました。かなつくホール（神奈川県）にて午前・午後と600人にご参加いただきました。2015.11.12



弊社相談室にて、建設企業のための相談会を開催しています。（要予約）

# 企業のマイナンバーへの準備 Vol.10

マイナンバーのお問い合わせを多く頂いています。配送が一番遅いとされていた横浜も、エリアにもよりますが11月下旬から通知カードが届いていますね。今月号では「個人番号カード」の申請について取り上げます。

## ■個人番号カードとは？



■ 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。  
『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報<sup>※</sup>は記録されません。  
プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置**において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(第18条第1号)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証**に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

### マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

券面  
を利用



### 本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。  
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

券面  
または  
電子証明書  
を利用



### 様々なサービスがこれ一枚で\*

市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードが個人番号カードと一体化できます。

健康保険証としての利用も可能とする予定です。

券面  
または  
電子証明書  
または  
アプリ  
を利用



### 各種行政手続のオンライン申請等に

平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。

電子証明書  
を利用



### 各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。



電子証明書  
を利用

### コンビニなどで各種証明書の取得に\*

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

電子証明書  
または  
アプリ  
を利用



## 交付は無料！個人番号カードの申請方法

### ステップ1



平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが、簡易書留で届きます。

### ステップ2



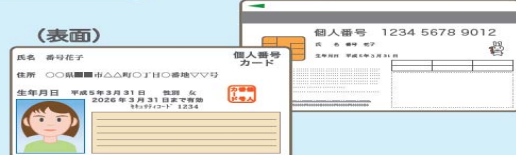
同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函。

### ステップ3



平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、市町村窓口へお越しください。

### ステップ4



本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。

### Q1. 会社として「個人番号カード」の取得は推奨すべきか？

#### A1. 推奨であれば問題ない。義務とはされていないため、取得の強制は適切でないと考えられる。

個人番号カードは顔写真付きなので本人確認が容易になることから、事業者としては自社の従業員全員に持ってもらいたいところです。ただし、この個人番号カードの取得は法的にはあくまでも任意とされているため、強制させることは適当ではありません。強制することに対して特段罰則などは設けられていませんが、会社としては推奨するに留めておくのが良いでしょう。なお、個人番号カードは任意ですが、他人のなりすまし防止という観点から、顔写真付の個人番号カードを取得しておく方が、通知カードよりも安全という考え方もあるかもしれません。

※ 平成 29 年 1 月に開設される「マイナポータル」の利用は、個人番号カードに入っている電子証明書を使います。

将来、民間企業のオンライン取引にも活用が広がっていくとした場合、これらを活用するには個人番号カードを取得していることが前提となり、そうなれば将来的には事実上、個人番号カードを取得していないと不便になっていくと思われます。

### Q2. マイナンバー取得時に収集した個人番号カードなどの写しは破棄してもよいか？

#### A2. 破棄してもしなくても良い。ただし、どちらを選択しても安全管理措置上の義務が発生するので注意。

番号確認に使用した通知カードや個人番号カードの写し、本人確認に使用した運転免許証やパスポートの写しなどについて、収集後にどう取り扱うかという法的な規定は存在しません。従って、事業者の裁量で保管するか廃棄するか(あるいは返却するか)、を決めることになります。

廃棄してしまえば、その情報については、廃棄の記録さえきちんと残せばそれ以降の管理コストはゼロ、情報漏洩のリスクもゼロになります。保管すれば、管理の手間は増えるものの、システムへのマイナンバー入力時に誤った番号を入力してしまったとしても再度参照して修正することができますし、公的機関等の監査を受ける場合に適正な事務を実施した証跡として使用することも考えられます。このようにそれぞれにメリットがあり、どちらが良いとは一概にはいえないので、各事業者が個々の事情に応じて判断することになります。

### Q3. マイナンバーは紙での取得・管理でも構わないのか？

#### A3. マイナンバーを必ずしもシステムで取得・管理する必要はなく、紙での方法も考えられる。

考えられるマイナンバーの取得方法

- ① 高度なセキュリティ・比較的大企業向け取得から廃棄までの管理をすべてクラウドシステム等で行う
- ② 紙+クラウド 取得は紙で行うが、それ以降はクラウドシステムで行う
- ③ 小さな企業向け(低コスト・簡易な方法) 取得から廃棄までの管理をすべて紙様式で行う

#### 【ご案内】

エールに労働社会保険手続および給与計算をご依頼頂いている顧問先企業様には、エールへの受け渡し方法につきまして別途ご案内をさせていただいております。顧問先企業様から弊社へのマイナンバーのご連絡は機密保持の観点より次の**3つの方法**でとさせていただきます。詳細は別紙ご案内をご確認ください。

- 1) MyKomon 電子会議室の利用
- 2) 記録の残る方法による郵送
- 3) 対面での手渡し(事前にご連絡をお願い致します)

※メール、FAXによるご連絡は、情報保護の観点からお受けいたしません。



# 労務管理の健全性を対外的にアピールできる！ サイバー法人台帳 ROBINS の経営労務診断



経営労務診断適合シール

「ブラック企業」という言葉が一人歩きして経営にも影響を及ぼすケースが増えていますが、新しい付加サービスとして注目されている **ROBINS** の**経営労務診断**をご紹介します。「ホワイト企業」であることを、**対外的にアピール**できるというものです。人材の採用が難しくなってきた今、エールでも企業価値を高めるこれらの取り組みを支援できるよう、サービスをご提供します。

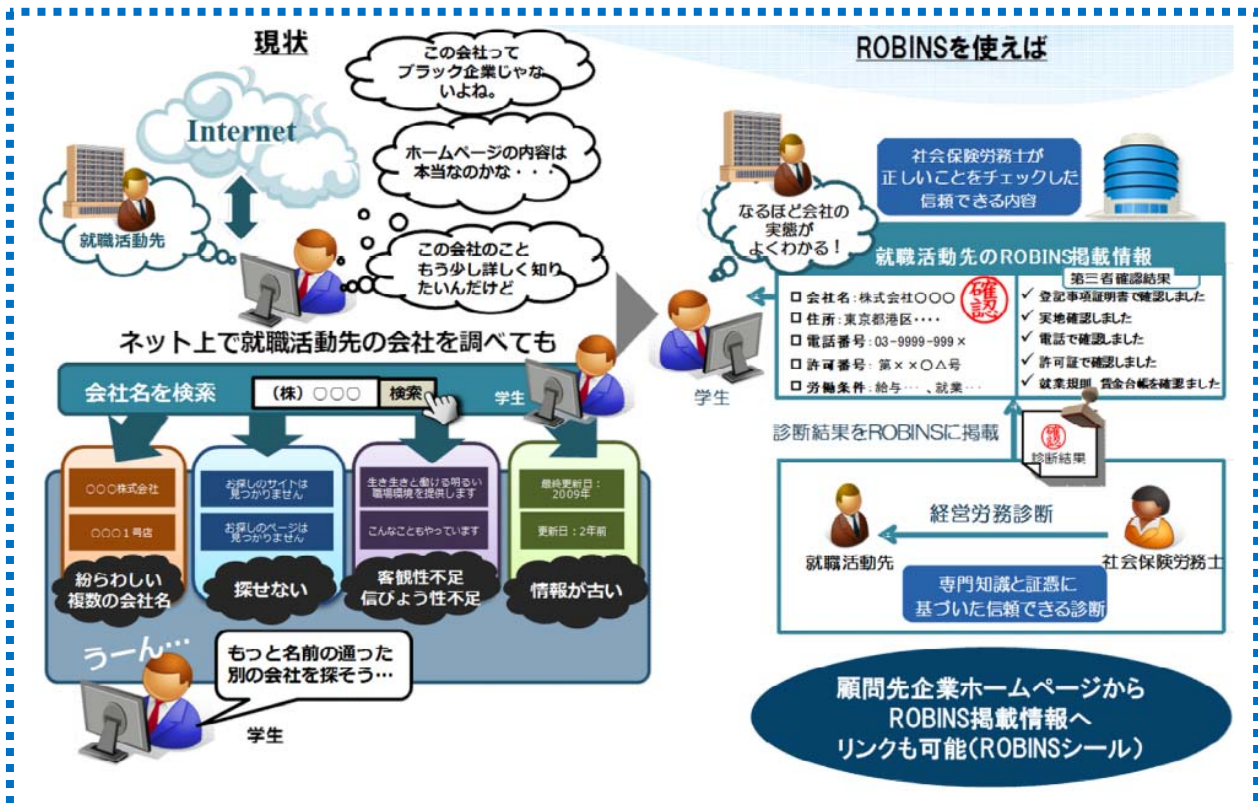
## 「サイバー法人台帳 ROBINS」とは……

サイバー法人台帳 **ROBINS** なら、サイバー空間(インターネット上)における信頼性の高い企業情報を「誰でも」、「いつでも」、「どこでも」 「簡単に」見ることができます。「サイバー法人台帳 **ROBINS**」は、企業自身が情報を発信することと、第三者が内容を確認することを組合せた新しい情報提供サービスです。怪しい情報・不確実な情報があふれるインターネット空間上で、公式な企業情報を提供でき、企業の信頼性を高めることができます。公式な企業情報として、所在地、URL、付与されている各種番号等の企業プロフィールを提供することができますようになります。



公式 HP <http://robins-cbr.jp/dec.or.jp/>

**経営労務診断**は、社会保険労務士が企業の経営労務に関する診断を行い、結果をインターネット上で公表するサービスです。「サイバー法人台帳 **ROBINS**」の新たな機能です。労務診断によって企業の人事・労務環境の改善に資するとともに、「安心安全な取引が可能な企業」「快適な職場環境」であることを表明することで、企業経営の健全性を広くアピールし、多様な働き方の推進による企業の持続的な成長を支援することを目的としています。関心をお持ちの企業様は担当者までお問い合わせください。



## 賞与保険料に関するご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

### ☆雇用保険料

賞与支給額 × 5/1,000 (建設業は6/1,000)

### ☆健康保険料

神奈川 標準賞与額 × 49.90/1,000

東京 標準賞与額 × 49.85/1,000

### ☆介護保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者)

一律 標準賞与額 × 7.9/1,000

### ☆厚生年金保険料 (70歳まで)

標準賞与額 × 89.14/1,000

### 標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を  
切り捨てた額

(例)支給総額 689,500円



標準賞与額689,000円

上限:健康保険 年度540万円

厚生年金 月間150万円

健康保険・介護保険・厚生年金の料率は、協会けんぽ神奈川支部および東京支部のものです。

協会けんぽのその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

## エールからのお願い

### 賞与について

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたら、ご連絡下さい。  
不支給の場合でも、年金事務所に届出が必要です。
- 年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
- 賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。(FAXでも結構です。)

### 年間賃金台帳について

手続きをご依頼いただいている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、エールまで個人別の年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。(月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。)

## 年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。

何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

平成27年12月30日(水)～平成28年1月4日(月)

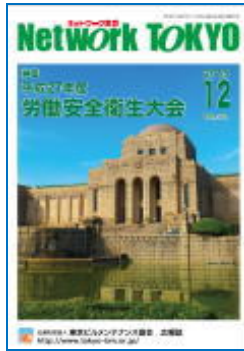
なお、12月29日(火)は12時にて営業終了、

1月5日(火)からは、平常通り業務を行います。



パネリストとして 2015.11.28 (鎌倉)

NT12 月号は「雇用促進税制」について取り上げました(鎌倉)



パシフィコ横浜「マイナンバーセミナー」2015.11.24(滝瀬)



企業内研修 新入社員研修(滝瀬)



ゼネコン安全協力会  
事業主様の勉強会  
2015.11.(加藤)



「建設業社会保険未加入問題とマイナンバー対応」

## 今月のエール

ワクワク♪

ワクワク体操はとっても簡単！肩甲骨を動かして、3分でリフレッシュでき、体温が上がり、仕事もはかどります。



### 2015.11.19 ポジョレー解禁！

ローヤルよつや・KISSYO様のおいしいポジョレーで、繁忙期突入です。お酒のアトリエ吉祥は新吉田とトレッサ横浜、ポーノ相模大野に展開するこだわりのお店。年末年始のイベントの多いこの時期、ぜひのぞいてみて下さい！！